

大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの入所者が支払う利用料を軽減するため、予算の定めるところにより、軽費老人ホーム（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市及び同法第252条の22に規定する中核市の区域に存するものを除く。以下同じ。）を設置する社会福祉法人等に対し、大阪府軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用（職員の俸給、諸手当及び旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、入所者保険衛生費等に充当する経費をいう。以下同じ。）について入所者が支払うべき額から減免した額を賄うために社会福祉法人等が支出する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、サービスの提供に要する費用の実支出額（年額）又は基準額（毎年度、府が軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案して決定し各軽費老人ホームに通知する単価（月額）に、各月の初日の所得階層別の入所者数を乗じて得た、当年度の額をいう。）のいずれか低い額から本人徴収額（大阪府軽費老人ホーム利用料等取扱基準（令和8年9月3日高事第2016号）（以下「利用料等取扱基準」という。）の1(1)及び(2)に定める入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）に、各月の初日の所得階層別の入所者数を乗じて得た、当年度の額をいう。）を減じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書（別記様式1）を4月20日（知事が必要と認める場合は、知事が別に定める日）までに提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用料等取扱基準の改正により軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額等が改定された場合には、その都度申請するものとする。

(補助金の変更交付の申請)

第5条 補助事業者は、申請した補助事業の内容に変更を生じた場合は、軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書（別記様式2）に関係書類を添付して、知事に対し、知事が別に定める期日まで

に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 軽費老人ホームの運営は、大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪府条例第112号。以下「条例」という。）、大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年大阪府規則第33号）及び大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び同条例施行規則実施要綱（平成25年4月1日）に基づいて行うべきこと。
- (2) 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）に係る対象収入による階層の決定は、老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて（平成18年1月24日老発第0124004号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省老健局長通知）及び老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について（平成18年1月24日老計発第0124001号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省老健局計画課長通知）に基づいて行うべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておくべきこと。予算及び決算は、社会福祉法人会計基準によるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けてから額の確定を受けるまでの間に、規則第二条第二号イからハまでのいずれかに該当する者となった場合には、該当事項届出書（別記様式7）により、速やかに知事に届け出てその指示を受けるべきこと。
- (5) 知事は、規則第15条第1項各号に規定するときのほか、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 条例第12条、第38条又は附則第8条に規定する職員の配置の基準を満たしていないとき。
- (6) 利用料等取扱基準の別表の3に定める処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額の増額分は、全額職員の賃金改善に使わなければならない。
なお、介護職員以外の職員にも、増額分を原資を分配することは、各施設の判断で可能である。
- (7) 補助事業者は、補助金の交付後に第3条の規定に基づく補助金額に影響を及ぼす事由が判明した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の交付の時期及び方法)

第7条 補助金は、原則として5月、7月、10月及び翌年1月の各末日までに、軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書（別記様式3）による補助事業者の請求に基づき、概算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書（別記様式4）により、翌年度の4月20日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第8条の2 知事は、前条の規定による実績報告書、理事会承認後の決算書等関係書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、規則第13条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定額は、第3条の規定により算定した額とする。

（補助金の返還）

第8条の3 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、規則第16条第2項の規定に基づき、その超える額について期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、知事が指定する期日までに返還しなければならない。

（立入調査）

第9条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和46年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和56年3月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成2年9月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成5年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月23日から施行し、令和3年11月22日から適用する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際現に改正前の大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。

2 旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月21日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月18日から施行し、改正後の第3条及び第6条の規定は、令和7年4月1

日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年9月3日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式 1

年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

(施 設 名 :)

(施設コード :)

軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書

年度において標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 _____ 円

チェック欄	名 称	備考
☐	別表 1 補助金所要額調書 (交付申請用)	
☐	別表 2 年度軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) 予算書 (施設会計分)	当年度分
☐	知事が必要と認める書類	
☐		
☐		
☐		
☐		
☐	別記様式 5 要件確認申立書	
☐	別記様式 6 暴力団等審査情報	
☐		
☐		

注) A型は平成 3 年 6 月 30 日を入所の基準日とし、別葉を作成すること。

※必要に応じ適宜行を増やすこと。

別記様式2

年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

(施 設 名 :)

(施設コード :)

軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書

先に交付の決定を受けた 年度の大阪府軽費老人ホーム事務費補助金について、下記のとおり変更が生じたので、大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 内 容	備考
変更前		
変更後		

※必要に応じ適宜行を増やすこと。

チェック欄	名 称	備考
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		

※必要に応じ適宜行を増やすこと。

年 月 日

大阪府知事 様

法 人 住 所

法 人 名

代表者氏名

軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書

大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け大阪府指令高事第 号に基づく補助金

☐ 4月・5月分 ☐ 6月・7月分 ☐ 8月～10月分 ☐ 11月～3月分☐ 追加分

「【施設コード】：【施設名】」

交 付 決 定 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

別記様式 4

年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

(施 設 名 :)

(施設コード :)

軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書

年度において交付を受けた標記の補助金について、補助事業が完了したので、大阪府補助金交付規則第12条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

チェック欄	名 称	備考
☐	別表 1 補助金所要額調書（実績報告用）	
☐	別表 2 年度軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）決算状況 内訳表	当年度分
☐	知事が必要と認める書類	
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		

注) A型は平成3年6月30日を入所の基準日とし、別葉を作成すること。

※必要に応じ適宜行を増やすこと。

要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府軽費老人ホーム事務費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

別記様式 7

該当事項届出書

大阪府知事 様

当法人は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでに規定する者のうち次の第 号に該当する者となったので、届け出ます。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- 3 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所在地

法人名

代表者名